

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する
条例案について（概要）

1. 概 要

- ・水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）による独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号。以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2. 改正内容

- ・法第 12 条の規定に基づく独立行政法人水資源機構の業務に、法第 12 条第 1 項第 4 号「特定河川工事の代行」が加えられました。
- ・このため、改正前の法第 12 条第 1 項第 4 号「業務に附帯する業務」が法第 12 条第 1 項第 5 号に改正されたことから、条例における法の根拠規定を改正するものです。
- ・今回の一部改正に係る条文は、風致地区内における許可を要する行為の適用除外規定（条例第 3 条）であり、他法令に基づく公的な行為は許可を必要とせず知事等へ通知を行うというものです。独立行政法人水資源機構法第 12 条第 1 項に基づく業務は通知対象となりますが、「業務に附帯する業務」は従前のとおり許可を要する行為となります。
- ・この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）による独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法第 12 条の規定に基づく独立行政法人水資源機構の業務に特定河川工事の代行の業務が加えられたことおよび法における条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 129 号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 29 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年滋賀県条例第 24 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「同項第 4 号」を「同項第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条および第2条 省略 (適用除外) 第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事等にその旨を通知しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（<u>同項第4号</u>を除く。）に規定する業務および同法附則第4条第1項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げる行為を除く。） (6)～(33) 省略 以下 省略	第1条および第2条 省略 (適用除外) 第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事等にその旨を通知しなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（<u>同項第5号</u>を除く。）に規定する業務および同法附則第4条第1項に規定する業務（附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げる行為を除く。） (6)～(33) 省略 以下 省略